

対象事業		助成金額等																
大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等で次に掲げる要件をすべて満たすもの (別表 4 に定める企業研修等事業に当てはまるものは除く)		県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	人数 単価	助成金額 (千円未満は 切り捨て)														
助 成 要 件	<p>① 高知県内で開催される四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が 70 泊以上のものとします。ただし、以下の場合は所定の助成金額の 50%の額としますが、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が、2,000 泊を超える場合は所定の助成額とします。</p> <p>ア 四国大会 イ 中四国大会で持ちまわり開催されるもの ウ 過去 5 年間に 3 回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除します。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とします。</p> <p>③ 興業及び営利を目的としないものとします。</p> <p>④ 宗教活動又は政治活動を目的としないものとします。</p> <p>⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものとします。</p> <p>⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力することとします。</p> <p>*1: 県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第 3-3 号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第 3-4 号様式)」の場合は以下の要件のとおりとします。</p> <p>① 県外参加者名簿(*2)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとします。(前泊は、初日が 12:00 より前に開始される場合、後泊は 12:00 を過ぎて終了する場合に限り係数を乗じます。なお、小数点以下は切捨てとします。)</p> <table border="1" data-bbox="209 1335 906 1597"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>前泊</th> <th>期間中</th> <th>後泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際・ 全国</td> <td rowspan="3">0.5</td> <td rowspan="3">0.7</td> <td rowspan="3">0.3</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*2: 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先が所在する都道府県名とします。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載することとします。</p> <p>② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1 人につき 1 泊の換算とします。</p> <p>※①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外します。</p> <p>※①中の前泊の「12:00」には、12 時に開始するものは含みません、また後泊の「12:00」には、12 時に終了するものは含みません。</p>	規模	前泊	期間中	後泊	国際・ 全国	0.5	0.7	0.3	西日本	中四国	四国				70 泊～99 泊	700 円	泊数×700 円
		規模	前泊	期間中	後泊													
		国際・ 全国	0.5	0.7	0.3													
		西日本																
		中四国																
		四国																
		100 泊～199 泊	800 円	69,300 + (泊数 - 99) × 800 円														
200 泊～299 泊	900 円	149,300 + (泊数 - 199) × 900 円																
300 泊～499 泊	1,000 円	239,300 + (泊数 - 299) × 1,000 円																
500 泊～999 泊	1,100 円	439,300 + (泊数 - 499) × 1,100 円																
1,000 泊以上	——— —	1,000,000 円																
対象経費																		
■コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの																		

別表 2 展示会・見本市事業にかかる対象事業、対象経費及び助成金額等

対象事業		助成金額等										
展示会、見本市で次に掲げる要件をすべて満たすもの		県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	助成金額									
<p>① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明（※1）が2,000泊以上のものとします。</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除します。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とします。</p> <p>③ 宗教活動又は政治活動を目的としないものとします。</p> <p>④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものとします。</p> <p>⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力することとします。</p> <p>※1: 県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="226 1115 922 1330"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>前泊</th> <th>期間中</th> <th>後泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際・全国</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.7</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.3</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 県外参加者名簿の必須項目は、㉞氏名、㉟所属先、㊱所属先が所在する都道府県名とします。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載することとします。</p> <p>② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とします。</p> <p>※①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外します。</p> <p>※①中の前泊の「12:00」には、12時に開始するものは含みません、また後泊の「12:00」には、12時に終了するものは含みません。</p>	規模	前泊	期間中	後泊	国際・全国	0.5	0.7	0.3	西日本	中四国	2,000泊以上	1,000,000円
規模	前泊	期間中	後泊									
国際・全国	0.5	0.7	0.3									
西日本												
中四国												
対象経費												
■コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの												

別表 3 スポーツ大会等事業にかかる対象事業、対象経費及び助成金額等

	対象事業	助成金額等												
		県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	人数単価	助成金額 (千円未満は 切り捨て)										
助 成 要 件	<p>スポーツ大会、講習会で次に掲げる要件をすべて満たすもの (対象となるスポーツは別表 3-1 のとおり)</p> <p>① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が70泊以上のものとします。ただし、以下の場合は所定の助成金額の50%の額としますが、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が、2,000泊を超える場合は所定の助成額とします。</p> <p>ア 中四国大会で持ちまわり開催されるもの イ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>また、次の大会については、助成対象から除きます。</p> <p>国民体育大会・全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除します。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とします。</p> <p>③ 興業及び営利を目的としないものとします。</p> <p>④ 宗教活動又は政治活動を目的としないものとします。</p> <p>⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものとします。</p> <p>⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力することとします。</p> <p>*1: 県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="199 1377 893 1601"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>前泊</th> <th>期間中</th> <th>後泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際・ 全国</td> <td rowspan="3">0.5</td> <td rowspan="3">0.7</td> <td rowspan="3">0.3</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2: 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先が所在する都道府県名とします。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載することとします。</p> <p>㊩ エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とします。</p> <p>※㊩の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外します。</p> <p>※㊩中の前泊の「12:00」には、12時に開始するものは含みません、また後泊の「12:00」には、12時に終了するものは含みません。</p>	規模	前泊	期間中	後泊	国際・ 全国	0.5	0.7	0.3	西日本	中四国	70泊～	500円 又は	泊数×500円 助成限度額: 500,000円 (但し、要件 ①の ア、又 は、イの場 合は 250,000 円)
	規模	前泊	期間中	後泊										
国際・ 全国	0.5	0.7	0.3											
西日本														
中四国														
対象経費														
■コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの														

対象スポーツ一覧表

球技	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 ・ソフトボール ・卓球 ・バドミントン ・テニス ・ハンドボール ・ゴルフ ・サッカー ・ホッケー ・ドッジボール ・バレーボール ・ビーチバレー ・バスケットボール ・ボウリング ・ソフトテニス ・ラグビーフットボール ・ラクロス
歩・走	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング ・ジョギング ・ランニング ・陸上競技 ・マラソン ・トライアスロン
体操・ダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・体操 ・ダンス ・舞踊 ・バレエ
武道	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンシング ・気功 ・柔道 ・居合道 ・なぎなた ・空手道 ・剣道 ・銃剣道 ・少林寺拳法 ・相撲 ・弓道 ・レスリング ・テコンドー ・ボクシング ・合気道 ・太極拳
野外	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイキング ・フィールドアスレチック ・サイクリング ・クライミング ・アーチェリー ・オリエンテーリング ・登山 ・スキー ・スノーボード ・ホステリング ・自転車競技 ・パラグライダー ・ハングライダー ・フィッシング ・トライアスロン ・スケートボード ・ネイチャーゲーム ・キャンプ
ニュー スポ ーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・スカッシュバレー ・フットサル ・パドルテニス ・ボッチャー ・ターゲット ・バードゴルフ ・フライングディスク ・綱引き ・ゲートボール ・バウンドテニス ・グラウンドゴルフ ・キンボール ・カロリング ・ソフトバレーボール ・ティーボール ・パークゴルフ ・ペタンク ・ダーツ ・インディアカ ・スナッグ ・スポーツチャンバラ ・スポーツ吹矢
水泳・ マリン	<ul style="list-style-type: none"> ・アクアビクス ・セーリング ・水球 ・スキューバダイビング ・シンクロナイズドスイミング ・サーフィン ・水泳 ・カヌー ・ウインドサーフィン ・ボート
マインド	<ul style="list-style-type: none"> ・囲碁 ・将棋 ・競技かるた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アイススケート ・ビリヤード ・ローラースケート ・アイスホッケー ・ライフル射撃 ・ウェイトトレーニング ・馬術 ・ウェイトリフティング ・クレール射撃 ・なわとび ・パワーリフティング

※その他、会長がスポーツと認めるもの

企業研修会等事業にかかる対象事業、対象経費及び助成金額等

対象事業		助成金額等											
企業が行う自社又はその関係会社の社員を対象とする研修会、講習会等で次に掲げる要件をすべて満たすもの		県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	人数単価	助成金額 (千円未満は 切り捨て)									
<p>① 高知県内で開催される中四国以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が70泊以上のものとします。ただし、以下の場合は所定の助成金額の50%の額とします。</p> <p>ア 中四国内で持ちまわり開催されるもの</p> <p>イ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>また、次の大会については、助成対象から除きます。</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除します。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とします。</p> <p>③ 宗教活動又は政治活動を目的としないものとします。</p> <p>④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものとします。</p> <p>⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力することとします。</p> <p>*1: 県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとします。</p> <p>① 県外参加者名簿(*2)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとします。(前泊は、初日が12:00より前に開始される場合、後泊は12:00を過ぎて終了する場合に限り係数を乗じません。なお、小数点以下は切捨てとします。)</p> <table border="1" data-bbox="215 1312 912 1529"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>前泊</th> <th>期間中</th> <th>後泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際・ 全国</td> <td rowspan="3">0.5</td> <td rowspan="3">0.7</td> <td rowspan="3">0.3</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2: 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先が所在する都道府県名とします。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載することとします。</p> <p>② エクスカーション等、大会に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とします。</p> <p>※①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外します。</p> <p>※①中の前泊の「12:00」には、12時に開始するものは含まれません、また後泊の「12:00」には、12時に終了するものは含まれません。</p>	規模	前泊	期間中	後泊	国際・ 全国	0.5	0.7	0.3	西日本	中四国	70泊～	500円	泊数×500円 助成限度額: 200,000円 (但し、要件①のア又は、イの場合は100,000円)
	規模	前泊	期間中	後泊									
国際・ 全国	0.5	0.7	0.3										
西日本													
中四国													
対象経費													
<p>■コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの</p>													

別表 5

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。